

内部統制システムの整備の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり「内部統制システム整備の基本方針」（以下「本方針」といいます。）を決定し、もって業務の有効性、効率性及び適正性を確保し、企業価値の維持・増大につなげます。

1. 取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- （１）コンプライアンス統括責任者を選任の上、専門の委員会及びコンプライアンスを統括する部署を設置し、全社的なコンプライアンスを推進します。また、各部門にコンプライアンスに関する責任者を配置し、日常的な業務におけるコンプライアンスを推進します。
- （２）法務部門において、当社の事業に適用される法令等を識別して、その内容に関連部署に周知徹底することにより、要求事項を遵守する基盤を整備します。
- （３）法務部門において、コンプライアンスに関する社内規程等を整備し、取締役、執行役員及び従業員はこれらの社内規程等を遵守するものとします。
- （４）取締役会は、コンプライアンス体制を含む内部統制システムの整備及び運用状況について取締役から報告を受けます。
- （５）監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備及び運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
- （６）業務執行部門から独立した内部監査部門において、内部統制システムの整備及び運用状況を効率的かつ実効的に監査し、必要に応じて、その改善を促します。
- （７）コンプライアンス違反を報告するための通常の報告ルートを整備するとともに、通報者を特定させる事項の秘匿性を確保し安心して利用することができる相談・通報窓口を設置して、利用者に周知することにより、ローソングループ及びローソンチェーン全体における法令違反等の早期発見に努めます。法令違反等が発見された場合は直ちに是正措置をとり、再発防止策を講じます。
- （８）市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。
- （９）業務の属人化を排し不祥事を防止するため、人事ローテーションを定期的を実施します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- （１）取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報並びに財務、事務及びコンプライアンス・リスクに関する情報（電磁的情報を含みます。）を記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
- （２）情報システムを安全に管理及びモニタリングし、適切なコンティンジェンシー対応により維持します。
- （３）文書（電磁的記録を含みます。）の保存・管理について定めた規程等を整備し、文書管理の責任及び権限並びに文書の保存期間・管理方法等の周知徹底に努め、保存・管理状況を定期的にモニタリングします。

- (4) 個人情報保護及び営業秘密管理に関連する規程を整備し、個人情報及び重要な営業秘密を適切かつ安全に保存・管理します。
- (5) 情報セキュリティをリスクマネジメント及びシステム・テクノロジー・セキュリティの両面から統合的・一体的に推進するために、専門の委員会（情報セキュリティ委員会）を設置し、情報セキュリティ統括責任者及び情報セキュリティを統括する部署の設置並びに同部署への適切な人財配置等により、ローソングループの情報セキュリティ体制を整備・確立します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- (1) リスク管理統括責任者を選任の上、リスク管理に関連する規程を整備し、平時におけるグループ横断的な事前予防体制を整備します。また、各部署において事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクを識別し、当該リスクが生じる可能性及びリスクがもたらす影響の大きさを分析し、重点的に対策を講じるべきリスクかどうかを評価してリスクの特性に応じた対応を実施します。
- (2) リスク管理の実効性を確保するために、専門の委員会（コンプライアンス・リスク管理委員会）を設置し、委員会及び委員長の職務権限と責任を明確にした体制を整備するとともに、リスク管理担当者の各部門並びに子会社及び関連会社（以下総称して「関係会社」といいます。）への配置及びリスク管理教育訓練の実施により、リスク管理意識の維持・向上を図ります。
- (3) 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生するおそれが生じた場合の体制と対策組織の編成方針を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講じます。
- (4) 大規模災害等を想定し、指定公共機関として事業中断を最小限にとどめコンビニエンスストアが持つ生活インフラ機能を維持するために、事業継続計画（BCP）を策定し、事業継続マネジメント（BCM）体制の整備に努めます。
- (5) 事業上のリスクのうち、人権侵害リスクについては、「ローソングループ人権方針」のもと、人権デュー・ディリジェンスを実施し、人権に関する負の影響の回避・軽減のための取組みを進めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- (1) 役員及び従業員による意思決定と業務執行についての権限及び責任を明確にするとともに、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携を確保します。
- (2) 業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じて業務の効率化を推進します。
- (3) ITインフラの刷新等を通じてデジタルトランスフォーメーションを推進します。
- (4) 役員と従業員との間の適切な情報伝達と意思疎通を推進するため、役員から従業員へ経営方針や本方針が伝達され、従業員から役員へ重要な情報が適時・適切に伝達される仕組みを整備します。
- (5) 働きがい改革を推進し、従業員の労働意欲や働きがいを高めることを通じて、労働生産性の改善を図ります。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- (1) 関係会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、関係会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ①関係会社の管理について定めた規程を整備し、関係会社との緊密な連携のもとにローソングブランドの維持・向上に努めます。但し、関連会社については、主導的立場にある他株主等との関係や海外においては当該国の法令・慣習等の違い等を勘案し、段階的な導入を進める等、適切な方法により体制整備に努めます。
- ② 関係会社の独立性を尊重しつつ、当社の関係会社への出資目的等を踏まえて、必要に応じて協議や助言を行い、関係会社からの報告体制を整備する等、関係会社管理体制の最適化に向けた取組みを強化します。
- (2) 関係会社のリスクの管理に関する規程その他の体制、関係会社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
 - ① 関係会社の独立性を尊重しつつ、当社の関係会社への出資目的等を踏まえて、「ローソンググループ企業行動憲章」の関係会社への周知徹底に努めます。
 - ②関係会社を主管する主管部署及び専門的見地から関係会社を支援する専門部署を設置し、関係会社の業務の適正の確保に努めます。
 - ③ 主要な関係会社には、コンプライアンス・リスク管理の推進責任者（以下「関係会社コンプライアンス・リスク管理責任者」といいます。）を配置します。当社のリスク管理を統括する部署及びコンプライアンスを統括する部署は、関係会社コンプライアンス・リスク管理責任者と定期的に会合を持つとともに、各社における規程の整備状況を定期的に確認し、必要に応じて助言を行うことにより、ローソンググループ全体の業務の適正の確保に努めます。
 - ④関係会社コンプライアンス・リスク管理責任者が自社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認知した場合は直ちに当社に報告される体制を整備します。
 - ⑤ 内部監査部門は、関係会社の内部統制システムの整備状況の監査に協力し、その監査結果を踏まえ改善を促します。
- (3) 当社及び関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認知した場合は直ちに主要な株主に報告する体制を整備します。
- 6. 当社及びその属する企業集団に係る財務報告の適正性を確保するために必要な体制について
 - (1) 適正かつ適時の財務報告のために、会計責任者を設置し、法令等及び会計基準に従った財務諸表を作成し、関連する規程に則り協議・検討・確認を経て開示する体制を整備します。
 - (2) 財務報告に係る内部統制として、社内に統括組織を設置し、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己及び第三者による評価並びに改善を行う体制を整備します。
- 7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項について
 - (1) 監査役の職務を補助するため、専任の従業員（以下「監査役スタッフ」といいます。）として適切な人財を監査役室に配置します。
 - (2) 監査役スタッフは、関係会社の監査役を兼務することができるものとします。
 - (3) 監査役スタッフは、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。
- 8. 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項について
 - (1) 監査役スタッフの適切な職務の遂行のため、人事考課は監査役が行い、人事異動

及び懲戒処分は監査役の事前同意を必要とします。

9. 当社の取締役、執行役員及び従業員並びに関係会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について
 - (1) 監査役の職務の効果的な遂行のため、取締役、執行役員及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告します。この重要事項にはコンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項その他の内部統制に関する事項を含みます。
 - (2) 取締役、執行役員及び従業員並びに関係会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員は、当社又は関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに当社の監査役に報告します。
 - (3) 監査役への報告は、誠実に洩れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行います。
 - (4) グループ横断的な社外相談窓口への相談・通報内容が監査役へ適時に報告される体制を整備します。
 - (5) 監査役に報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対し不利な取扱いを行わないものとします。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
 - (1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持ちます。
 - (2) 取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
 - (3) 取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力します。
 - (4) 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図られる環境を整備します。
 - (5) 法務部門、リスク管理部門、内部監査部門及び財務経理部門等は、監査役の求めにより監査に必要な調査を補助します。
 - (6) 監査役の職務の執行のための費用等については、当社が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払うものとします。

以上